

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)	
地域名 (地域内農業集落名)	三川地区 (見取・大谷・友永・萱間・川会・山田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

磐田原大地の東端に位置する三川地区については、丘陵を利用した茶園や敷地川周辺の平地に広がる水田、メロンやイチゴ等の施設園芸が盛んな地域である。現在、50名近い認定農業法人・認定農業者が営農しているが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が顕著である。  
また、土地改良を行っているが大型農業機械が入れない水田や、乗用型茶刈機が入れない茶園など、生産性が低い農地もあるため、集積・集約が困難な農地については非農地化を含めた管理方法の検討も必要である。  
【アンケート結果(回答数104件)】  
①70歳以上35人(34%)、②後継者がいない耕作者44人(76%)、③10年後の営農:農業をやめる23人(42%)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水田では、ほ場整備が完了し、小麦や大豆、ホールクroppサイレージ(以下WCS)用稲、飼料用米、白ねぎ、そば等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っている。今後も、担い手への農地の集積・集約化や高度利用を進め、水田としての利用を継続する。  
・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。  
・地区西側の丘陵地帯の樹園地107haは、茶園、みかん園として利用されている。機械化への対応等、園地の条件整備を進め、今後も樹園地としての利用を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	462 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	372 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。  
・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年7月3日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。  
袋井市大字山田字西原1180番1 584㎡ 袋井市大字山田字西原1180番2 584㎡  
・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年2月17日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。  
袋井市大字山田字原山 1130番350 3,602㎡ 袋井市大字山田 1352番 1,859㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田及び茶園の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。また、優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度を活用した「三川地区農地・水・環境対策推進協議会」が中心となり、農地の保全管理に取り組む。 ・水田は、ほ場整備事業により基盤整備が完了しており、今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、整備された施設の適切な維持、更新を図ることにより、生産性の高い農業を推進する。 ・丘陵地帯の樹園地は、大半が小規模分散型の農地であり、農道等の基礎的な基盤整備も遅れているため、点検診断により路面改良などの保全対策を行い農道の通作条件の改善や集出荷の効率化等を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。
- ⑤米、茶等の土地利用型作物以外に、収益性の高い温室メロンやイチゴなどの施設園芸作物の生産を推進する。
- ⑨地域計画区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、太陽光発電事業者及び設備下部で営農する者は、農地の利用の集積、集約、その他農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じることが無いように努めるとともに、地域計画の目標達成に努める。